

S H O W A H O U J I N K A I

一般社団法人

昭和法人会 会報

'20 | 09 201号



写真／新型コロナウイルス撲滅の願い 高野山
撮影／昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

【主な記事】

- 第8回通常総会 (P1～2)
- 昭和税務署人事異動 (P4～5)
- 署長インタビュー (P6～7)



新型コロナウイルス撲滅の願い 高野山
撮影/昭和法人会津賀田支部 若山 義一氏

CONTENTS

1～2	第8回通常総会
3	昭和法人会「公益社団法人」化に向けて
4～5	昭和税務署人事異動
6～7	署長インタビュー
8～10	合同講演会「激動する国際情勢と今後の日本の対応」 外交政策研究所代表/立命館大学客員教授/キャノングローバル戦略研究所研究主幹 宮家 邦彦氏
11	福利厚生制度のご案内
12～13	緊急経済対策における税制上の措置
14～15	緊急経済対策における雇用の維持と事業の継続のための措置
16～19	税務署だより
20～21	県税広報
22～23	市税広報
24～25	法人会自主点検チェックシート
26	青年部会コーナー
27	女性部会コーナー
28	愛知ブロック連絡協議会 経営講演会/インターネットセミナーのご案内
29	当面の行事予定

第8回 通常総会

令和2年5月29日(金) ●メルパルク名古屋



第8回通常総会は、5月29日(金) 13:30よりメルパルク名古屋において開催しました。本年の総会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、政府の緊急事態宣言が終了した旨の宣言が出された直後の開催となりました。

柴垣会長は、冒頭次の趣旨のあいさつを行った後、議案の審議に移り、その結果すべての議案を満場一致で原案通り可決しました。

議案審議の後、本総会にて役員を退任された方のうち、藤戸宏氏(瑞穂ヶ丘支部)及び水谷守一氏(汐路支部)の両名に長年の功績に対し、昭和税務署長並びに愛知県法人会連合会長から感謝状が贈呈されました。

また、この1年、会員増強に顕著な事績を上げられた山勝株(天白中支部)に表彰状を、AIG損害保険に感謝状が贈られました。

引続き、ご来賓として総会にご出席いただいた近藤昭和税務署長からご祝辞をいただき異例の方法となった通常総会も無事に閉会いたしました。

柴垣会長あいさつ(要旨)

本日の通常総会の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、規定により通常総会を開催せざるを得ず熟慮した結果、会員の皆様の安全と健康を第一に考え、一般会員の参加は求めず各支部1名の方のみで開催することとした。

昭和法人会は、昭和25年に任意団体として創立され、その後、昭和55年に社団法人化、平成25年に一般社団法人として生まれ変わり、本年は昭和法人会が創立されて70周年、社団化されて40周年の節目の年を迎えた。本来であれば、本日記念式典も開催する予定であったがその開催を秋に延期し、今後の状況を見ながら進めていくこととした。

昨今の当会の事業活動は、特に一般社団法人化後、公益事業への要請もあり可能な限り配慮して進めてきた。令和元年度事業及び決算において、事業の見直し及び財政支出の公益事業へのシフト等を行ったことにより初めて公益事業支出割合が50%を超え、これまでの課題であった障壁が取り除かれたことから当会も他の法人会に準じて公益社団法人に向けた準備検討に入ることとした。

本日は、「記念講演会」も「周年記念式典・懇談会」も開催しませんが、今、日本いや全世界に降り注がれている試練に対し、心を一つにして乗り越え、我々企業経営者としても国家繁栄の一員としてその役割を果たしてまいりたいと思います。企業経営の先端に立ってご努力される皆様には、大変な事も多々あると存じますがともに頑張ってもらいましょう。

第8回 通常総会



昭和法人会会長 柴垣 信二



祝辞の近藤昭和税務署長

提案された議案

第1号議案 「令和元年度決算報告承認の件」

事業活動等総収入額 62,950 千円
事業活動等総支出額 59,301 千円

第2号議案 「役員補充選任案承認の件」

理事候補者 3名
監事候補者 1名

報告事項

- (1) 令和元年度事業報告
- (2) 令和元年度公益目的支出計画実施報告
- (3) 令和2年度事業計画
- (4) 令和2年度収支予算

令和元年度 表彰状・感謝状贈呈者 (敬称略)

●永年表彰

◆昭和税務署長感謝状

汐路支部	(有)高松製作所	水谷 守一
瑞穂ヶ丘支部	日本ガイシ(株)	藤戸 宏

◆愛知県法人会連合会長感謝状

汐路支部	(有)高松製作所	水谷 守一
瑞穂ヶ丘支部	日本ガイシ(株)	藤戸 宏

●会員増強事績顕著者

支部名	法人名	代表者等
天白中支部	山勝(株)	森 昭勝

AIG損害保険(株)名古屋プロチャネル営業部

《ご来賓の方々》

・昭和税務署	署長	近藤 龍彦
・昭和税務署 法人課税第一部門	統括国税調査官	井口 雅之



永年表彰 藤戸 宏氏



永年表彰 代理 水谷 守一氏夫人

昭和法人会は、現在「公益社団法人」への移行に向けて準備を進めています！

昭和法人会では、現在これまで懸案事項であった「公益社団化」に向け、各方面からの課題を整理し、見直しすべき事項等は改善整備する中で、去る8月6日に開催された理事会において、令和4年4月1日から「公益社団法人昭和法人会」として再スタートすることを確認いたしました。

今後は、監督官庁である愛知県に対し、その許可が得られるよう準備作業に入ります。会員の皆様におかれましても、これに至る経過や必要性について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 なぜ「公益社団法人」を目指すのか。その背景は？

平成20年12月に公益法人関連三法といわれる「法人法」「認定法」「整備法」が施行され、これまでに設立された社団法人は平成25年11月までに一般法人又は公益法人に移行しなければならなくなりました。

当時全法連は、会員企業91万社の総意の下、全国442法人会が一体となって、税の啓発活動や地域の活性化に貢献する活動をしていくことを確認し、全国の法人会がそろって「公益社団法人」を目指すこととしました。しかし、この実現に当たっては、それぞれ単位会の事情により認定要件が充足できない場合もあることから、該当する単位会においてはその要因を見極め事業内容を改善して再度公益申請ができるよう努力することとなりました。

当昭和法人会は、当時の社団法人においても法人会の基本理念に沿い、一貫して「会員企業の自己啓発の支援と納税意識の高揚、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献する」ことを目的に活動を展開していましたが、新公益制度の趣旨に立脚して新しい法人会の在り方を検討した結果、重要な認定要件である「公益事業費基準50%」を充足することが難しかったことから、当面のステップとして「一般社団法人」を選択することとし、その後の事業内容において公益目的事業を見直し、将来的には「公益社団法人」を目指すことを、平成24年5月の社団法人昭和法人会第32回通常総会において決議し、以降一般社団法人として事業活動を展開し現在に至っています。

2 全国の法人会の状況は？

現在、全国には440の法人会が存立し、そのうち384の単位会が公益社団法人として活動を行っており、一般社団法人として活動を継続しているところは少なくなっています。

地元愛知県の20単位会の状況は、新公益法人法のスタートの段階では9会が公益社団に移行しましたが、その後一般社団法人でスタートした会のうち5会が公益社団法人に移行し、現在は14会が公益社団法人として事業活動を展開しています。

3 公益社団法人の事業活動とは？またそのメリットは？

ここで「公益社団法人」について解説します。

公益社団法人は、「公益」の文字通り、「社会一般のため

公共の利益となる事業を目的とし活動している法人」です。つまり、自法人の利益追及だけでなく、社会に様々な好影響を与える事業を行うのが公益社団法人です。その公的な事業として法律で23の事業が認められており、当会はその中で「18国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」と「19地域社会の健全な発展を目的とする事業」を目的とします。

メリットとして掲げられることは、①一般社団法人より社会的信頼が厚くなります。②税制上の優遇措置が取られています。逆にデメリットとして、①事業活動として公益事業への割合50%以上が求められます。②行政庁の監督を継続的に受けます。③会計処理等が煩雑となり事務負担が増えます。④財産管理が規制されます。等が挙げられます。

4 昭和法人会のこれまでの対応と今後

公益法人制度改革の後、一般社団法人として活動してまいりましたが、前記1の「公益事業費基準50%」を充足するために事業の見直しもしてまいりましたが、簡易保険料収入や会員の減少等により財政的にも厳しい状況が続き、この目標をクリアすることができませんでした。

しかし、令和元年度から会費の値上げをご承認いただいたことにより財政事情も緩和され、公益事業への支出割合の増加を図ることができ、長年の懸案事項であった「公益事業比率50%」が令和元年度決算において達成できました。

したがって、公益社団法人に向けての認定要件をすべて満たすことができ、平成24年の通常総会での「お約束」が果たせることとなりました。

仮に、公益社団法人に移行した場合でも、基本的な事業活動は現在の事業計画を原則引き継ぐこととしていますので、公益活動も従前から取り組んでおり既存の継続事業についてはその廃止等は考えていないことから、大幅な事業活動の変更は行わない予定です。このことにより会員の皆様にご不便をおかけすることはないと考えています。

今後は、前述のとおり監督官庁である愛知県に対し令和4年4月1日の公益社団法人移行に向けた申請手続きとともに、各種規約の整備等を行ってまいります。

昭和税務署人事異動

新編成(幹部職員) 敬称略
令和2年7月10日付

着任のご挨拶

昭和税務署長
中村 猛文



一般社団法人昭和法人会の
会員の皆様におかれましては、ま
すます御清栄のこととお喜び申し
上げます。

皆様には、平素から税務行政に対しまして、深い御理解と
多大な御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定期人事異動により、名古屋国税局徴収部次長か
ら昭和税務署長を拝命いたしました中村猛文でございます。

昭和税務署は、平成14年7月からの1年間、個人課税第三
部門統括官として勤務して以来、2回目の勤務となります。

前任の近藤同様、よろしく願い申し上げます。

貴会は、昭和25年4月に発足後、健全な納税者団体とし
て、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大いに寄与され、
会員のニーズに沿った税務研修会の開催や租税教室への講師
派遣、さらには、演奏会及び講演会などの社会貢献活動など、
税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援するとともに、
地域振興にも大きく貢献されてこられました。

これもひとえに、会長をはじめ役員の皆様や会員の皆様の御
尽力の賜物であります。心から敬意と感謝の意を表しますととも
に、今後の更なる発展を期待するところであります。

私どもといたしましては、税務研修会への講師派遣や貴会が
開催する各種イベント、租税教育活動への参画など、今まで以
上に積極的に支援させていただき所存であります。

ところで、私ども税に携わる者として、**「納税者の自
発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」**という国
税庁の使命を果たしていく必要があります。

そのために、e-Taxをはじめとする納税環境の一層の整備を
行い、納税者サービスを充実するとともに、税務調査や滞納処
分を通じて、適正かつ公平な税務行政の一層の推進に努めて
いるところです。

また、新型コロナウイルス感染症により、多くの事業者が影響
を受けている状況下にあります。納税者の皆様がおかれた、
そのときどきの状況に即して柔軟な対応に心掛けるとともに、税
務上の様々な措置を取っております。

私どもの取組につきましては、貴会の会員の皆様の御理解・
御支援が非常に大きな力となっており、今後も、皆様と十分に
意思疎通を図りまして、これまで培ってきました貴会との信頼・
協力という大きな財産を、より強固なものへと築き上げてまいりた
いと思っておりますので、より一層の御支援、御協力を賜ります
ようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人昭和法人会のますますの
御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈
念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



筆頭副署長
石川たき子



副署長
請井 永司

役 職 名	氏 名	前 役 職
署 長	中村 猛文	徴収部 次長
筆頭副署長(総務・法人担当)	石川たき子	名古屋国税不服審判所 国税副審判官
副署長(管運・徴収担当)	請井 永司	留任
副署長(個人・資産担当)	大竹 秀和	国税庁 課税部課税総括課 課長補佐
特別国税徴収官(管運)	倉野 晴英	留任
特別国税徴収官(徴収)	垣本 政文	静岡県 筆頭特官(徴収)
筆頭特別国税調査官(所得)	小林 孝生	留任
筆頭特別国税調査官(資産)	近藤 英司	名古屋中署 特官(資産)
筆頭特別国税調査官(法人)	橋本 文博	津署 筆頭特官(法人)
(総務課)		
総 務 課 長	余 語 成 紀	査察部 査察管理課 課長補佐
総 務 課 長 補 佐	田 中 泰 典	留任
総 務 係 長	市 川 裕 大	留任
会 計 係 長	江 崎 沙 織	課税二部 調査(酒税)調査官
(管理運営)		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	金森 功一郎	関署 管理運営一 統括官
管理運営第二部門 統括国税徴収官	長谷川 美和	留任
管理運営第三部門 統括国税徴収官	安田 祐也	半田署 管理運営三 統括官
管理運営第四部門 統括国税徴収官	熊田 秋夫	留任
管理運営部門 連絡調整官	永田 知幸	静岡県 管理運営 連絡調整官
徴収部門 統括国税徴収官	山口 雄司	留任
特別国税調査官(所得)	城内 章光	留任
特別国税調査官(所得)	杉浦 泰二	一宮署 特官(所得)
特別国税調査官(所得)	亀井 栄俊	留任
特別国税調査官(所得)	後藤 俊彦	小牧署 特官(所得)
特別国税調査官(所得)	田中 尚幸	留任
特別国税調査官(所得)	原田 泰司	留任
特別国税調査官(所得)付 連絡調整官	加藤 麗子	総務部 総務課 税理士係長
個人課税第一部門 統括国税調査官	木造 英雄	留任
個人課税第二部門 統括国税調査官	山田 幸之介	昭和署 個人課税四 統括官



副署長
大竹秀和



法人課税第一統括官
一色 博仁

役職名	氏名	前役職
個人課税第三部門 統括国税調査官	岩本由紀子	静岡県 個人課税三 統括官
個人課税第四部門 統括国税調査官	笹田 剛	小牧署 個人課税四 統括官
個人課税第五部門 統括国税調査官	丸山能久	磐田署 個人課税二 統括官
個人課税第六部門 統括国税調査官	大矢宏之	留任
個人課税部門 連絡調整官	杉浦高夫	留任
特別国税調査官(資産)	小島 潤	留任
特別国税調査官(資産)	泉 嘉博	名古屋中署 国際専門官(資産)
資産課税第一部門 統括国税調査官	清水信行	課税一部 資産課税課 連絡調整官
資産課税第二部門 統括国税調査官	小嶋弘喜	沼津署 資産課税二 統括官
資産課税第三部門 統括国税調査官	阪上邦彦	名古屋北署 資産課税 上席
資産課税部門 連絡調整官	今西ゆかり	留任
特別国税調査官(法人)	大前 清	総務部 税務相談室 税務相談官
特別国税調査官(法人)	大神崇朗	多治見署 筆頭特官(法人)
特別国税調査官(法人)付 連絡調整官	伊加田慈伯	上野署 法人課税 上席
法人課税第一部門 統括国税調査官	一色 博仁	一宮署 法人課税一 統括官
法人課税第二部門 統括国税調査官	佐藤孝弘	留任
法人課税第三部門 統括国税調査官	大倉義久	刈谷署 法人課税四 統括官
法人課税第四部門 統括国税調査官	中野 弘	留任
法人課税第五部門 統括国税調査官	長野美由紀	昭和署 特官(法人)
法人課税第六部門 統括国税調査官	中井俊一	留任
法人課税第七部門 統括国税調査官	小椋貞枝	留任
審理専門官	原田正春	岐阜南署 法人課税 審理専門官
法人課税部門 連絡調整官	松永健二	留任

退任のご挨拶

前昭和税務署長
近藤 龍彦



一般社団法人昭和法人会の皆様方には、昨年7月に署長として着任以来、大変お世話になりました。

私はこの度の定期人事異動により、昭和税務署長を最後に税務行政の第一線から退くことになりました。短い期間ではありましたがその間、温かい御支援、御協力を賜り、円滑な税務行政の推進を図ることができましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

昭和58年4月に名古屋国税局に採用され、沼津税務署に赴任して以来、十数回の異動で、様々な仕事を経験させていただき、多くの方々との出会いが胸に焼き付いております。その中でもとりわけ最後の勤務地となりました昭和税務署での勤務は、私にとりまして感慨深いものであり、最後の年を皆様方と共に迎えられましたことは、大変光栄に感じております。

この1年間皆様方には、正しい税知識の普及に向けて数々の研修会等を開催されるとともに、街宣活動や租税教育活動にも積極的に取り組まれることにより、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をしていただきました。

また、講演会や演奏会の開催などの社会貢献活動を通じて、地域社会の健全な発展を目指した幅広い活動を展開されておられます。

加えて、柴垣会長をはじめ各支部役員や事務局の皆様方には、昭和税務連絡協議会の会員として広報活動の企画・実行にも大変ご尽力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

さて、昨今の税を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しております。

このような中、私ども税に携わる者としては、国税組織に課せられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすため、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴収に努めるとともに、様々な課題に対応してまいりますので、引き続き、昭和法人会の皆様方にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ところで、新型コロナウイルス感染症は、第2波・第3波が心配されていますが、既に企業活動に深刻な影響が出ております。私どもにおきましては、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている方々への対応として、各種の納税緩和措置等が円滑に活用されるよう、周知・広報を積極的に行っています。

また、納税者利便の向上として確定申告・年末調整手続のデジタル化、税務相談の効率化・高度化、納付手段の多様化・キャッシュレス化や納税証明書の発行の電子化等を内容とする署の窓口のスマート化など各種施策の実施に当たっても、柔軟な対応を心掛けてまいります。

最後になりましたが、一般社団法人昭和法人会の益々の御発展と、会員皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を、心から祈念いたしまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

署長インタビュー

INTERVIEW

●令和2年8月7日(金) 昭税務署 署長室



署長 中村猛文氏

〈プロフィール〉

中村 猛文(なかむら たけふみ)

昭和54年4月 採用
平成21年7月 横須賀税務署副署長
平成23年7月 刈谷税務署副署長
平成24年7月 名古屋国税局徴収部統括国税徴収官
平成26年7月 名古屋国税局総務部事務管理課長
平成27年7月 掛川税務署長
平成28年7月 名古屋国税局徴収部特別整理総括課長
平成29年7月 名古屋国税局徴収部徴収課長
平成30年7月 一宮税務署長
令和元年7月 名古屋国税局徴収部次長
令和2年7月 昭税務署長

1 出身地、お住まい、ご家族の状況、ご趣味は何ですか。

出身地は愛知県安城市です。安城市は、明治13年に完成した日本三大農業用水の1つである「明治用水」によって、不毛の地から「日本のデンマーク」として教科書にも掲載されるほど、第一次産業で画期的な成功を取めたところ。その後、工業用水としても利用され、現在では自動車産業などが発展し活気のある町です。1年を通して四季の花々をご覧いただける「安城デンパーク」にも一度お出掛けください。

家族は、妻・長男・長男の妻・孫2人(4歳と1歳8カ月)の3世代同居です。外孫(2歳)もあり、孫に囲まれて楽しい生活を送っています。

趣味は、野球部に所属していたこともあり、強いて言えば「野球観戦」です。特に、春・夏の甲子園大会の観戦では、球児の全力疾走や次がないという切迫感など、気持ちよい感動に浸っています。

2 着任されて1カ月になります、昭税務署や管内の印象はいかがですか。

昭和、瑞穂、天白の3区は、多くの大学などがある文教地区であり、また、清閑な住宅地というイメージが強く、日進市、長久手市及び東郷町は、大型商業施設が出店するなど、活気のある地区だと感じています。

また、42年間の勤務のうち、名古屋国税局を含め名古屋市内での勤務が約27年ですので、名古屋市内は十分把握しているつもりでしたが、平成14年7月から1年間、個人課税第三部門の統括官として昭税務署に勤務した当時と比較すると、税務署の周りにはマンションが随分増えており、移り変わりの速さにも驚いています。

平成27年に職員数約50名の掛川税務署、平成30年には職員数約140名の一宮税務署で署長を務めましたが、昭税務署は職員数約180名という名古屋局管内でも大規模な署ですので、これまでの経験を生かしながら、まずは明るく挨拶を交し合える活気のある税務署にしたいと考えています。

3 署長として心掛けておられることは何でしょうか。また、抱負をお聞かせください。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくためには、納税者の皆様から税務行政に対する理解と信頼を得ることが最も重要であると考えております。

このため、納税者の皆様が申告と納税を円滑に行えるように、e-Taxの利便性の向上や親切・丁寧な対応などにより納税者サービスを向上させるとともに、善良な納税者の皆様に不公平感を抱かせることがないように、社会経済状況の変化に的確に対応しつつ、適正・公平な課税及び徴収の実現を図ってまいります。

また、職場内におきましては、ワークライフバランスにも配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止も的確に行いながら、明るく働きやすい職場を目指して努力してまいります。

4 信条や座右の銘など、大切にされている言葉などはありますか。

座右の銘と言えるものはありませんが、常に「プラス思考」に心掛けています。

誰も失敗をすることがあります。その失敗を顧みて何が原因だったのか、何が不足していたのかなどを考えるのは当然のことかと思えます。

努力した結果の失敗であれば、その失敗の中にも、どこかに少しでもプラスになるものが存在し、そのプラスになり得る部分を今後に生かしていこうという気持ちで取り組んでいます。

そうした考え方を続けることで、新しく何かを始めようとする時には、失敗をおそれずに取り組むことができるようになると思っています。

5 これまでのお仕事や勤務地において、印象に残ったお仕事や勤務された署などがありますか。

平成21年7月から2年間、人事交流で東京国税局・横須賀税務署の副署長として勤務した経験があります。さすがに東京国税局は何かにつけて規模が大きく、10年以上経った現在も、当時の仕事参考になっていることが多いです。

平成23年3月11日の東日本大震災も横須賀税務署勤務の時でした。確定申告期限間際で、かつ、勤務時間中の震災でしたので、停電した確定申告会場での相談対応や、津波警報が発令されたため来場している納税者や職員の避難など、対応に苦慮したことを思い出します。

これほど印象に残っていますが、震度5強の地震は二度と味わいたくありません。



署長室を訪問した広報委員会の面々

〈署長室訪問者〉

広報委員長 伊藤 敏宏
広報委員 神谷 陽志
広報委員 後藤 秀臣
広報委員 川崎 諾
広報委員 村尾恵理子
女性部会長 森 敦子
同副部会長 桜井 博子

6 新型コロナウイルス感染症の影響で、事業活動にも大きく影響が出ています。これら影響を受けている事業主に対し、アドバイスなどいただけることはありますか。

政府全体として、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、必要な対策を講じていくこととしております。

国税庁では、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を鑑み、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度をご案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を国税庁ホームページにFAQとして取りまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

7 消費税法の改正に伴うインボイス制度の導入が間近に迫っておりますが、事業主の間ではその準備期間や周知がまだまだ足りないとの声を聴きます。今後、特に事業者に対してお知らせしたい事項はありますか。

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定になっており、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書、いわゆるインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります。

なお、この適格請求書発行事業者の登録に係る申請書の提出は、令和3年10月1日から可能となります。

私どもといたしましては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、関係省庁や昭和法人会をはじめとする関係民間団体等の皆様と連携しながら、説明会等を通じてお知らせすべき事項について、積極的な周知・広報を行ってまいりますので、会員の皆様におかれましても、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、昭和法人会の税務研修会等の講師として、私どもの職員を積極的に派遣いたしますので、要請いただければと存じます。

8 本事務年度の税務行政の運営に当たって、重要な課題はどのようなことでしょうか。

本事務年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じた危機管理や機動的な対応が求められることも想定されますが、「納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現する」という国税庁の使命を果たしていかなければなりません。

このため、職員一人一人が適切に事務を遂行し、納税者サービスの充実と適正・公平な課税・徴取の実現に努めるとともに、国際化や高度情報化といった環境の変化を的確に踏まえつつ、ICT等を活用した業務の効率化に取り組み、税務行政を取り巻く環境に柔軟に対応していくことが重要となります。

また、昭和法人会をはじめ関係民間団体の皆様には、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るための啓発活動に取り組んでいただいているところ、私どもとの間で良好かつ緊密

な関係が構築されることが、申告納税制度が円滑に機能する上での基盤となりますので、今までの良き関係を維持・発展させていくことも重要であると考えています。

9 最近、若い職員の方が多くなっているようにお見受けしますが、調査等にも影響はあるのですか。また、指導等に留意されていることはありますか。

公務員も採用人数が増加し、若手職員が毎年増加しています。昭和税務署も職員数が多いことから、当然ながら若手職員も多く在籍しています。

十数年前から若手の指導育成体制を整備し継続して取り組んでいますが、近年は特に重要性が増しており、力を入れるべき課題となっています。

私は、30歳代に子ども会のソフトボールの監督をした経験があります。弱小チームで子どもたちにいかに教えるか相当苦労しましたが、ソフトボールが「おもしろい」と思わせる指導が一番効果的で、結果として優勝できるまでのチームを作ることができました。職場も同じだと思いますが、それぞれ与えられた仕事が「おもしろい」「やりがいがある」と感じるような指導をしていきたいと思っています。

10 昭和法人会は、現在公益社団化に向け準備をしています。今後、昭和法人会に期待されることはありますか。

昭和法人会におかれましては、活動の基本方針として正しい税知識の普及や納税意識の高揚を掲げ、良き経営者を目指す方々の団体として長年にわたり歩んでこられました。

また、充実した事業活動の展開を通じて、地域社会の健全な発展にも貢献されています。これまでの御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

昭和法人会におかれましては、現在、公益社団化への準備を進められているとお聞きしております。公益社団化された折には、これまで以上に地域社会に貢献する事業活動を推進されますことをご期待申し上げます。私どもも微力ではございますが、今までも増して積極的にご支援させていただき所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

11 法人会会員にメッセージがありましたらお願いいたします。

一般社団法人昭和法人会におかれましては、この地をリードする中心的な団体として、企業及び社会の健全な発展に多大な貢献をされています。

特に、法人会活動を通じて納税意識の高揚と税知識の普及を図るための各種税務研修会を開催されているほか、次世代を担う若い世代に対する租税教室への講師派遣や税に関する絵はがきコンクールなどを実施して、租税教育にも積極的に取り組まれており、心から御礼を申し上げます。

また、近く公益社団化されるとお聞きしており、今後も、魅力あふれる事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

一般社団法人昭和法人会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念申し上げます。

激動する国際情勢と今後の日本の対応



外交政策研究所代表／立命館大学客員教授
キャノングローバル戦略研究所研究主幹

宮家 邦彦氏

●日時／令和2年2月13日(木)

13:30～15:00

●会場／日本特殊陶業市民会館
フォレストホール

地政学とは？

2005年に外務省を辞め、それからの15年、考えてきたこと、国際情勢をどうみているかをお話したいと思います。

地政学とは、国家の安全保障や利害関係を地理的状況や歴史的経緯から考える学問です。海洋戦略を論じたシーパワー理論、ユーラシアを一つの島とみるランドパワー理論がありますが、いまロシア・中国・イランがランドパワーを変えようとしています。

ロシアがクリミアやウクライナでやっていること、中国がアジアの海でやっていること、イランが中東でやっていること、この現状は不正義であるから、武力を使ってでも変えなければいけない、変えてもいいのだということです。

我々の周り、中国と日本とアメリカを考えてください。アメリカと対峙する中国が日本を失ったらどうなるか。アメリカにとって日本を失うと中国はハワイまで出て、サンディエゴまで行きます。勢力的縦深が浅く防衛が難しいのです。それが最大の問題です。

昔はソ連が強かったからアメリカは中国と手を結んだ。でも今は中国が強くなってきました。

ヨーロッパはロシアがあれば、ポーランド、ドイツ、フランス、スペインがあって中国は簡単には出られない。中東はイランがいるけれどイラク、サウジアラビア、エジプト、モロッコもある。いずれも勢力的縦深が深いです。

日本にインテリジェンスサービスはない

インテリジェンスサービスとは何か？ 鵜飼いみたいなものです。鵜を操って魚を吐き出させる。それが情報、インフォメーションです。鵜が吐き出した魚を板前さんが料理して食べられるようにする。CIAでもMI6でも、情報分析官がナマの情報を分析して大統領や首相に提供するのです。工作人員と分析官の両方がいて初めて情報機関になります。つまり日本には(軍事)情報機関はありません。

外交官として外国に行ったら、その国の法律を尊重します。でもスパイは法律を破って情報をとりますから、日本の外交官はスパイになれないのです。

1930年代と2020年の類似点

2018年から時代が変わり始めました。

私の歴史観は「歴史は繰り返さないが、似たことが起きる」です。私は、いま各国の政治家たちは「勢いと偶然と判断ミス」を繰り返すようになったのではないか。それは1930年代に似ていると思い心配しています。

1929年NY大暴落、そして金解禁で大騒ぎになりました。満州事変があって、リットン報告書があって日本は国際連盟を脱退しました。ヒトラーやチェンバレンが出てきて第二次世界大戦になりました。

1945年第二次世界大戦が終わって、これからは国際主義だと国連、世界銀行、IMF、WTOをつくって頑張ってきた。それは冷戦期でもありました。修正資



本主義にして富も再分配をして社会を安定化させ成功しました。

ところが90年代ソ連が崩壊した後、これからはグローバルゼーション、効率だと言い始めたら弱肉強食、わずかの勝ち組と無数の負け組のとんでもない資本主義に戻ってしまったのです。

アメリカのトランプ氏が選ばれたのは、白人カラー低学歴の負け組がアメリカで増えて、「グローバルゼーションがなんだ、アメリカ第一だ」の動きになったからです。イギリス第一のブレグジット、ヨーロッパのネオナチとか反移民とか、すべて自己中心の1930年代と同じです。

いまアメリカで、一番の高収入なのはアジア系の人たちです。そして2050年には白人が少数派になります。この恐怖がトランプ現象、つまり負け組の逆襲になったのです。

力の真空

中国の二千百年の歴史を見てみます。5世紀の南北朝時代までは中国の脅威は北からでした。だから万里の長城が造られました。それから漢民族は盛衰を繰り返して現代に至りますが、漢民族の領土は蛮族との力関係で決まってきました。現代の中国の蛮族はおそらくベトナムぐらいですので、陸上国境は安定しています。いまの中国の脅威は海からです。もっとも豊かで脆弱な地域は太平洋岸（天津から香港まで）。だからシーレーンが必要なのです。

第一列島線の内側、将来的には小笠原からグアムに向けての第二列島線の内側は、中国は自国の海域だと主張します。

それに立ちはだかるのが日米安保条約です。

中国は岩を積み立て軍事要塞にしましたが、国際法上、岩をどんなに埋め立てても島にはならず、また岩は領海も領空もないはずなのに、日本としてはこのシーレーンで自由に航行できないのは困ります。

フィリピンにはアメリカの空軍・海軍の巨大な基地

があり、米兵が駐留していました。1991年11月フィリピンはアメリカに基地を提供する協定を更新しなかったため、米軍は撤退しました。数カ月後に領海法を作って、これは俺たちのものだと言ったのは中国です。

「力が真空」になると、周りの勢力が、その真空を埋めにきます。日本が尖閣諸島を失いたくなくれば東シナ海に力の真空をつくってはいけないと思います。

米中の関係は大国間の覇権争いです。アメリカの外交関係の専門家たちは、西太平洋に対するアメリカの覇権に対して、中国に代替されるかも知れないという恐怖をもつようになったのです。この恐怖は1930年代にアメリカが日本に対して感じた恐怖に近いと思います。日本はアメリカの西太平洋における覇権にチャレンジしてやられました。

生きるか死ぬか。私は「米中コールドスターウォーズ」と言っています。中国は賢いですからアメリカにケンカを売る気はありません。日本のように真珠湾攻撃はしません。アメリカも賢いです。お互いに抑止は効いています。コールドです。映画『スターウォーズ』のエピソードのように、米中の覇権争いは最低15年は続くでしょう。

中国の一人当たりGDPは8,000ドルくらいです。1万ドルを越えると途上国はひとつの壁にぶちあたります。中国はGDPを上げるために内需を拡大しイノベーションをやり、国有企業を改革し規制緩和をする。今そこにさしかかっています。

日本は海洋国家で貿易立国です。海の動きに敏感でなければいけません。アメリカ海軍は空母を11隻もっていて、ヘリ空母を含む20隻ほどが世界中をローテーションで回っています。

2011年4月、3月の東日本大震災後に米軍はともだち作戦で、日本の周辺に空母機動部隊が2つ、海兵隊の部隊が1ついて東北の同胞を支援してくれましたが、もし朝鮮半島でなんらかの危機があって、

同時期中東や南シナ海で緊張があったとき、米軍の虎の子の部隊をどこにさし向けるか。日本の自衛隊は中東では戦えません。では南シナ海で何かあったらどうするのか、中東地域でも何が起こるかわからない状況です。「力の真空」に備えて考える必要があると思います。

これからの日本の外交ポイント

- ①対象はひとつに絞る。マーケットも同じです。
- ②脅威認識を確定し、その脅威にもっとも正しい同盟国を選ぶこと。それが日米安保条約です。コストパフォーマンスを考えて、安い掛け金で大きな利益を得られる同盟国を選ぶこと。
- ③負ける戦争を戦わない。
- ④孫子の兵法です。勝てる戦いのみ、出来れば戦わずに勝つ。勝てる戦争だけ戦う態勢にしていれば戦争は防げます。万が一戦わざる得ないときは、抑止をして勝つ。国家安全保障政策については最低限のコンセンサスをつくって、政権が変わっても大きな変化がないようにする。

この4つの大原則を守っていれば、日本は100年生き延びられると思います。

質疑応答

Q: 米中戦争の落としどころは。

A: 我慢比べ、諦めたほうが負けです。近年アメリカの力が落ちてきていると言われますが、アメリカの力は落ちていません。世界一厳しい競争をしてきて、優秀な移民をどんどん受け入れて、自由にやらせているからです。国力は落ちていませんが、国力をしっかり使う政治家の力が落ちてきています。劣化したアメリカの政治指導者と、独裁制でなんとか力を保っている

中国との我慢比べです。中国の体制が変わるには20年ほどかかると思います。

Q: 中国一党支配は続くのか。

A: 私は続くと思います。独裁国家は政敵を何の制約もなく殺せます。重要なのは、我々は90年代に大失敗をしました。1989年天安門事件が起こりました。それで我々は中国に経済制裁をしましたが、いち早く解除しました。中国を資本主義化して、市民社会ができ内側から変わって民主国家になると勘違いをしたのです。世界は中国に膨大な投資をしました。結果、豊かになった中国は、増えた富を国防と国内治安に使い、我々の望む社会体制にはなりません。中国はソ連が崩壊したのを見て自由化してはいけないと決めたのです。

Q: アメリカの大統領選挙の予想は。

A: アメリカは各州に、それぞれ独自の民主党と共和党があり、50の民主党と共和党がマジンガーZ合体ロボのように4年に一度50の部品が合体して動きまわります。共和党は合体していますが民主党が合体できるのか。一致団結してトランプ氏と戦えるのか。今はトランプ氏が強いと思います。

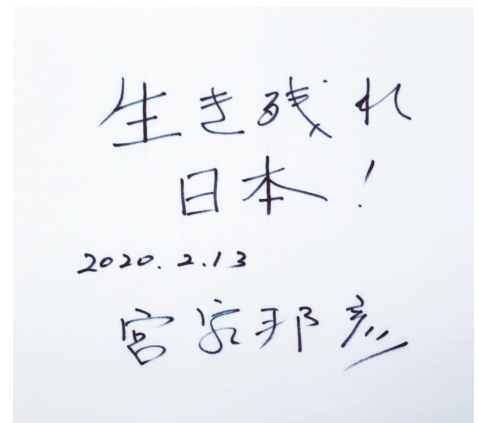
ただし過去30～40年、民主党が勝つときは若いニュースターが突然現れたときです。カーター氏、クリントン氏、オバマ氏です。それに匹敵する人があれば勝てますが、今はいません。

Q: 日本の自民党と野党の姿は。

A: 本当は健全な政権交代が何年かに一度、起きて権力が腐敗しないように、常に新しい血を入れるようにするのがあるべき姿だと思います。

※この記事は令和2年2月13日(木)の講演を要約したものです。

文責／一般社団法人 昭和法人会



福利厚生制度のご案内

法人会経営者大型保障制度創設50年

◇『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーン展開中！

全法連では、経営者が病気や事故で倒れた場合、事業経営に深刻な影響を与えることから、このリスクから守るために、大同生命及び旧A I U（現A I G）の協力を受け共済事業の実施を提案し、昭和46年に当時では破格の1億円保障制度「経営者大型総合保障制度」を立ち上げました。以来、会員専用の制度として多くの会員の方々から支持を受けています。

現在、2021年にこの経営者大型総合保障制度が50周年を迎えることから、『想いをつないで50年「会員企業を守りたい」』キャンペーンを展開し、新規制度利用者の拡大とともに保険内容の見直し等を推進しています。

この機会に、会員の皆様も自社の保障内容等を見直してみませんか。この商品の取扱いは大同生命とA I G損保が取り扱っております。現在、新型コロナウイルスの影響により担当者がお伺いしにくい状況ですが、これら商品のお問合せ・ご用命は下記の連絡先をお願いいたします。

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための制度をご用意しています。
団体料率の適用により割安な保険料を実現!

＜会社をお守りするトータル保障プラン＞

死亡へのそなえ 総合型 V Rタイプ	重度の身体障がい状態へのそなえ 総合型 V Tタイプ	重大疾病へのそなえ Jタイプ	ケガ・病気による入院へのそなえ Mタイプ
------------------------------	--------------------------------------	--------------------------	--------------------------------

〈取扱会社〉大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AI G損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

Business Guard

〈取扱会社〉AI G損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災

(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険

STARS

(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード

+企業地震保険

(企業財産保険 財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード

(個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料*でご契約いただけます

法人会がん保険制度

法人会医療保険制度

*がん保険・医療保険・就労所得保障保険・定期保険が対象です。

個人のための保障制度

- ・就労所得保障保険
- ・定期保険
- ・終身保険
- ・介護保険 もあります。

〈取扱会社〉アフラック ☎0120-876-505 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

ネット医療相談サービスをご利用いただけます

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、病気や身体の気になることを、インターネットで月1件無料相談できます。

本サービスはアフラックの提携先(株メディカルノート)が提供します。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこちら

— 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ —

— 11 —

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）**した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
 - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
 - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

- 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）**
 - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）**
 - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



緊急経済対策における雇用の維持と事業の継続のための措置

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小・零細業者など企業活動を行うものを取り巻く環境は極めて厳しいものとなっており、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれています。これらの危機をしのぎ、次なる経済の力強い回復の基盤を築くため、政府は次のような措置を行っています。ここで企業向けの対策について、その代表的なものを下記のとおりまとめましたので参考に願います。なお、それぞれの具体的措置の内容や申請方法等はそれぞれの「問合せ先」や「申込先」で必ずご確認ください。

I 雇用を維持するために

○「雇用調整助成金」

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に對して、休業手当などの一部を助成されるものです。

対象となる事業主	新型コロナの影響により経営環境が悪化し事業活動が減少しており、最近1カ月間の売上高や生産量が前年同月比5%以上減少し、労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている事業者。														
助成対象となる労働者	雇用保険被保険者に対する休業手当などが「雇用調整助成金」の対象となります。アルバイト等雇用保険被保険者以外の方への休業手当は「緊急雇用安定助成金」の対象となり、雇用調整助成金と同様に申請ができます。														
休業した場合の助成額と助成率	$\text{助成額} = (\text{平均賃金額} \times \text{休業手当等の支払率}) \times \text{助成率} < 1人1日当たり15,000円が上限 >$ <table border="1"> <tr> <td>* 助成率</td> <td>区 分</td> <td>大企業</td> <td>中小企業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主</td> <td>2/3</td> <td>4/5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>解雇などをしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主</td> <td>3/4</td> <td>10/10</td> </tr> </table>			* 助成率	区 分	大企業	中小企業		新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5		解雇などをしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10
* 助成率	区 分	大企業	中小企業												
	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5												
	解雇などをしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10												
支給限度日数	助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年間で150日分ですが、緊急対応期間（R.2.4.1～9.30）に実施した休業は前記支給限度日数とは別枠で支給を受けることができます。														
特例措置の対応機関	令和2年4月1日～9月30日までの休業等に適用														

【問合せ先】	雇用調整助成金コールセンター	☎0120-60-3999
【申込先】	厚生労働省のホームページ	https://www.mhlw.go.jp
	愛知県労働局 あいち雇用助成室	☎052-219-5518
	最寄りの職業安定所 名古屋南ハローワーク	☎052-681-1215 (瑞穂区の方)
	名古屋東ハローワーク	☎052-686-4484 (瑞穂区以外の方)

II 資金繰り対策として

○「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「特別利子補給制度」

国民生活事業及び中小企業事業として、新型コロナの影響を受け一時的な業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復しかつ発展が見込まれる事業者又は中小企業者を支援する制度です。また、「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化が図られており、令和2年度第二次補正予算で、融資限度額と利下げ限度額が引き上げられています。

区 分	新型コロナウイルス感染症特別貸付	区 分									
特別貸付を受けられる方	<p>〈国民生活事業〉 次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少の事業者 前年(前々年)と比較できない場合、最近1カ月の売上高が次のイ～ハのいずれかと比較し5%以上減少の事業者 <ol style="list-style-type: none"> 過去3カ月(最近1カ月を含む)平均売上高 令和元年12月の売上高 令和元年10月～12月の売上高平均額 <p>〈中小企業事業〉 次のいずれにも当てはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> 前記国民生活事業の「2」と同じ条件に当てはまる方。 中長期的に見て、業況が回復し、かつ発展することが見込まれること。 	<p>左記の特別貸付を受けた方で、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </table> <p>※1 小規模事業者とは、卸・小売、サービス業は「常時使用する従業員が5名以下」、それ以外の業種は「同20名以下」の企業をいう。中小企業者は、この他の中小企業をいう。</p> <p>※2 売上高要件の比較は、先貸し付けで確認する最近1カ月に加え、その後2カ月も含めた3カ月間のうちのいずれかの1カ月で比較。</p>	区 分	小規模事業者	中小企業者	個人	要件なし	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
区 分	小規模事業者	中小企業者									
個人	要件なし	売上高▲20%以上									
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上									

区 分	新型コロナウイルス感染症特別貸付	区 分
資金の使い道	必要とする設備資金及び運転資金	—
融資限度額・担保	〈国民生活事業〉別枠8,000万円 無担保 〈中小企業事業〉6億円(別枠) 無担保(5年経過ごとに金利見直し制度選択あり)	〈国民生活事業〉 左記の融資限度額のうち、4,000万円以下の部分 〈中小企業事業〉 左記の融資限度額のうち、2億円以下の部分
返済期間	設備資金：20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金：15年以内(うち据置期間5年以内)	借入後当初3年間
貸付利率(年) 〔参考〕基準利率 (国民生活) 災害1.36~1.75% (中小企業) 10年以下 1.11% 10年超 1.12~1.3%	〈国民生活事業〉当初3年間:融資額のうち4,000万円以下の部分は基準利率(災害)から▲0.9% 4年目以降:基準利率(災害) 〈中小企業事業〉当初3年間:融資額のうち2億円以下の部分は基準利率から▲0.9% 4年目以降:基準利率	〈国民生活事業〉左記の4,000万円以下の部分の「基準利率(災害)－0.9%」の利子(支払利息) 〈中小企業事業〉左記の2億円以下の部分の「基準利率－0.9%」の利子(支払利息) ※一旦日本公庫に返済後、支払済み利子額を実施機関から補給
実施機関	〈国民生活事業〉日本政策金融公庫 〈中小企業事業〉日本公庫各支店の中小企業窓口	政府が指定する実施機関

【問合せ先】 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
日本政策金融公庫ホームページ <https://www.jfc.go.jp/>

【申請先】 最寄りの日本政策金融公庫の支店に必要書類を郵送
中小企業事業を利用する場合は、事前に中小企業事業窓口にて電話相談

Ⅲ 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援として

○「持続化給付金」

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者等には、事業の継続を支え、事業全般に広く使える再起の糧とするための新たな給付金制度「持続化給付金」が給付されます。

給付額	中小法人等は200万円、個人事業者は100万円。 *ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分を上限とします。 (計算方法)前年の売上(事業収入)－(前年同月比参画50%月の売上×12カ月)
給付対象の 主な要件	(1) 新型コロナの影響により、1カ月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者 (2) 2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 *2019年に創業した事業者や売上が一定期間偏在している事業には特例があります。 (3) 法人の場合は、資本金の額又は出資金の額が10億円未満、又はその定めがない場合は、常時使用する従業員が2,000人以下である事業者

【問合せ先】 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

【申請先】 持続化給付金の申請用ホームページで電子申請 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

○「家賃支援給付金」

5月の緊急事態宣言の延長等により、売り上げの減少に直掩する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金「家賃支援給付金」が支給されます。

給付額	申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍 法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給		
	区 分	支払賃料(月額) 給付額(月額)	
給付対象の 主な要件	法 人	75万円以下	支払賃料×2/3
		75万円超	50万円+(支払賃料の75万円の超過額×1/3) ※ただし100万円(月額)が上限
	個 人 事 業 者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
		37.5万円超	25万円+(支払賃料の37.5万円の超過額×1/3) ※ただし50万円(月額)が上限
(1) 資本金10億円未満の中堅・中小・小規模事業者及び個人事業者 (2) 5月～12月の売上高について、次のいずれかに該当する者 ① 1カ月で前年同月比▲50%以上減少 ② 連続する3カ月の合計で前年同月比▲30%以上減少 (3) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い			

【問合せ先】 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930

【申請先】 家賃支援給付金の申請用ホームページで電子申請 <https://yachin-shien.go.jp/>

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

- マイナンバーカードをお持ちの方は
番号確認と身元確認が1枚でできます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は



番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限り。)
などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をする
と上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。

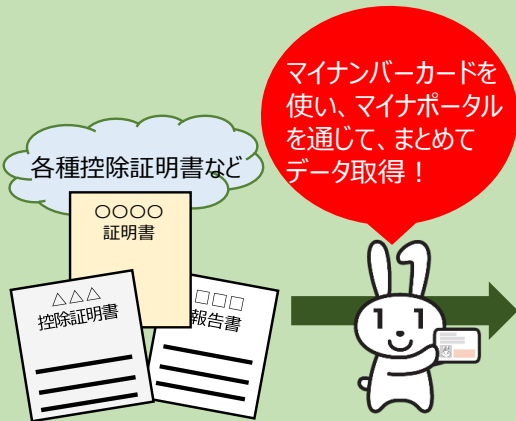


スマホによる
申請は
こちらから！



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！

～マイナポータルを活用した情報連携～

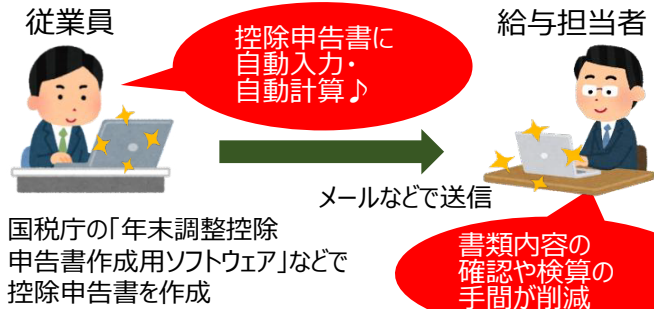


※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

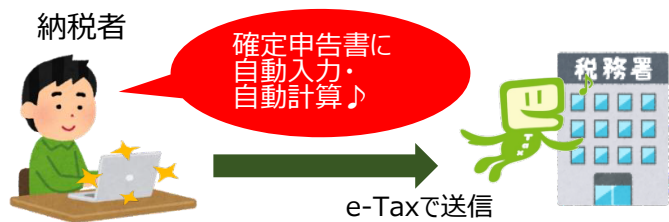
マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！



年末調整（令和2年10月からスタート）



確定申告（令和3年1月からスタート）



～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには？

- 1 マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

取得には1か月程度かかるよ。早めの申請がおすすめ！

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。**

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6カ月以内に申請書の提出がある。

（注）1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%*）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- （注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。
 - （注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。



納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6カ月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

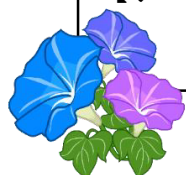
その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに 法人県民税・法人事業税の申告等を行うことが 困難な場合の手続きについて

法人県民税及び法人事業税の災害による申告期限等の延長の手続きに関して、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、次のとおり取り扱います。

1 申請方法

期限延長申請書をご提出ください。(愛知県 税務課ホームページより [申請書・申告書等様式のダウンロード](#)>共通>期限延長申請書 をご覧ください。)

提出期限は、延長申請理由のやんだ後相当の期間（1カ月程度）経過後となります。

また、申告書を作成・提出することが可能となった時点で、法人税と同様に次の方法（※）により申告書の提出と同時に、申請いただくこともできます。

※ 次の（1）又は（2）により申告書を提出した場合、期限延長申請書の提出が申告と同時にあったものとみなして取り扱います。

（1）申告書を書面で提出する場合（窓口・郵送）

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して申告書を提出する。

（2）申告書をeLTAXで提出する場合（電子申告）

申告書の法人名欄の、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上、申告を行う。（法人名欄に法人名称が全て入力できない場合は、所在地欄等の法人名欄以外の項目に入力する。）

なお、eLTAXによる申告を行う場合は、eLTAX様式の添付でも申請が可能です。
（eLTAX・地方税ポータルシステムホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）
2020年5月18日付け お知らせ 参照）

2 延長の対象となる法人(申告・納付ができないやむを得ない理由に該当するケース)

次のような方々がいることにより、法人の通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなどが該当します。

- 法人の従業員や役員、関与税理士等に新型コロナウイルス感染症に感染した方がいること
- 体調不良により外出を控えている方がいること
- 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また以上のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。延長については、法人税に準じて取り扱いますので、税務署への延長申請と同様に判断してください。

3 注意事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税の期限内申告が困難となり、国税通則法に基づき同税の申告期限の延長をしている場合であっても、法人県民税・法人事業税に係る申告期限は、県税事務所に申請をいただかない限り、延長されません。
- 他の都道府県や市町村に事務所等を有する場合は、各自治体の規定によりそれぞれ申請が必要になります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長を行う法人で、延長期間内に納税証明書を請求される場合は、期限延長申請書の提出が必要になります。

4 その他

本来の申告納付期限経過後において、申告をお願いする文書等が送付される場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 愛知県名古屋南部県税事務所 課税第一課
〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22 ☎052-682-8923

法人市民税に関するお知らせ ～申告の際の税率適用にご注意ください～

名古屋市

電子申告について

受付完了通知をご確認ください

エルタックスによる電子申告について、電子証明書が失効している場合など、申告データが受け付けられていないことがあります。電子申告を行った際には、必ずエルタックスの「メッセージ照会」で「受付完了通知」が届いているかご確認ください。

大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、一定の法人（事業年度開始の日において資本金の額等が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社）が提出する法人市民税の申告書及び申告書に添付すべき書類について、エルタックスにより提出しなければならないこととされました。

電子申告義務化の対象となる法人が、申告期限までにエルタックスにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

法人税割の税率

平成31年4月1日以後に終了する事業年度分から税率が変更となっています。また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から法人税割の税率が引き下げられます。

法人の区分		平成31年4月1日以後に終了する事業年度分	
		令和元年9月30日 以前に開始する 事業年度分	令和元年10月1日 以後に開始する 事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人			
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの(注)	12.1%	8.4%
③資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)			
④人格のない社団等	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの(注)	9.7%	6.0%

(注) 2以上の市町村において事務所等を有する法人は、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が1年に満たない場合にあっては、「年2,500万円」とあるのは「2,500万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

※超過課税(地方税法で定められた標準税率を超える税率で課税するもの)について

名古屋市では、法人税割について超過課税を実施しています。この超過課税は、市内に多くの人や企業が集まることにより生じる大都市特有の財政需要に対応するためをお願いしているものであり、これまで地下鉄・教育施設・福祉施設・公園の整備や治水対策など都市基盤整備のための貴重な財源として活用しています。また、今後も都市基盤整備に多額の経費が見込まれることから、それらに活用してまいります。

なお、資本(出資)金の額が1億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下の法人については、税負担を軽減し、実質的に標準税率相当額で課税しています。

(超過課税による増収額: 令和2年度予算額104億円)

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

地域再生法第5条第15項の規定に基づき認定を受けた事業へ寄附した場合に適用できます。申告の際には、特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第20号の5様式） および地域再生法施行規則第14条第1項の規定によって交付される当該寄附の額およびその受領日を証する書面（受領証）の写しを添付してください。

均等割の税率（年額）

平成31年4月1日以後に終了する事業年度分から税率が変更となっています。

法人の区分		平成31年4月1日以後に 終了する事業年度分
資本金等の額(注1)	従業者数(注2)	
公益法人等、人格のない社団等		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

(注1) 上表の税率区分の基準となる資本金等の額は、無償増資、無償減資等による欠損填補の調整後の金額となります。また、調整後の資本金等の額が資本金および資本準備金の合算額または出資金の額に満たない場合は、資本金および資本準備金の合算額または出資金の額が税率区分の基準となります。

なお、無償増資、無償減資等による欠損填補により資本金等の額の調整を行った場合は、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

※調整後の資本金等の額の算出方法

期末現在の資本金等の額 + 無償増資額 - 無償減資等による欠損填補額

※税率区分の基準（調整後の資本金等の額と資本金+資本準備金との比較）について

調整後の資本金等の額 ≥ 資本金+資本準備金 ⇒ 調整後の資本金等の額

調整後の資本金等の額 < 資本金+資本準備金 ⇒ 資本金+資本準備金

(注2) 従業者数とは、区内の事務所等または寮等の従業者数の合計数をいいます。

企業寄附促進特例税制について

名古屋市では、法人市民税の5%減税について、平成31年4月1日以後に終了する事業年度から組み替えることとし、2年間の時限措置として、寄附金額に応じて法人市民税を減免する「企業寄附促進特例税制」を実施しております。詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）の「企業寄附促進特例税制について」をご覧ください。

問い合わせ先 名古屋市金山市税事務所市民税課法人市民税係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5-33 ☎052-324-9806

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

法人事業概況説明書 (Form 1) の「社内監査」欄は、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。



「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、右記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人事業概況説明書 (Form 2) の「加入組合等の状況」欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	昭和法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、**右頁**をご覧ください。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検項目チェック表		Ⅱ 貸借関係 (資産科目)			
科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者： 法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

昭和法人会

電話番号 052-882-9677

URL <http://www.showahoujinkai.jp/>

■ 青年部会 名古屋法人会交流合同講演会

令和2年2月21日(金) 名古屋東急REIホテル

第8回 名古屋法人会青年部会 合同事業



名古屋法人会は、名古屋市内の9法人会の青年部会が一堂に会する1年に1度の合同事業です。

令和元年度は当昭和法人会青年部会が主幹事となり、昨年8月より4回に亘り協議を重ねた結果、各単位の会に未来の会員候補をご紹介いただくということを主な目的に本年2月21日に名古屋東急REIホテルにて総勢159名の参加者が集まり開催いたしました。

冒頭、当会の米本青年部会長から開会の挨拶が行われた後、第一部では、「拡大推進教養講座」として、講師に(株)ディグラム・ラボの木原誠太郎様をお招きし、心理学×統計学で人間の本音を分析し、カウン

セリングするプログラム「ディグラム」の研究を進めながら様々な企業のマーケティングコンサルティングに携わるお仕事の経験をもとに、「ホンマでっか!? マーケティングの専門家 木原誠太郎に聞くここだけの話!」というテーマで講演いただきました。

「ディグラム診断」とは心理学と統計学を元に、ディグラム・ラボが開発した性格診断ツールで20問の簡単な心理テストに回答し、そのデータベースを参照することにより同じ性格の人の基本性格、対人関係、仕事などの傾向がわかるものです。自分の性格や思考は勿論の事、自分の会社の社員や家族に診断してもらえれば、その人との付き合い方まで見えてくるというものでした。

事前に、各単位の部会長にご回答いただいた診断を元に参加者も携帯を片手に診断して大いに盛り上がっていました。

第二部の大懇談会では、熱田法人会が主体となり他法人会の方やご紹介いただいたゲストの方とも大いに交流でき、大変有意義な時間を過ごすことができた行事となりました。

【会員・事業担当 副部会長 穂刈紀希】

■ 青年部会 第8回通常総会

令和2年4月21日(火) 昭和法人会 事務局

4月21日、昭和法人会青年部会 第8回通常総会が開催されました。

今回は新型コロナウイルス感染症の対策として3密を避けて設営をする必要があり、会場は昭和法人会事務局とし、参加者は青年部会員10名以下に限定し、来賓として昭和税務署の井口第一統括官様、加藤専務理事様にご参加いただきました。

各議案は参加者と委任状をいただいた会員様の賛成多数をもって承認されました。その後、来賓としてご出席いただいた井口第一統括官様からご祝辞をいただき、最後に米本部会長から、コロナ禍の中、法人会活動が今後どのような形でできるか不明ですが、終息するようであれば活動を再開していきたい。また、前年度から青連協で取り組みが始まった財政健全化のための健康経営プロジェクトについて、で

きることから始めたいとしてジェネリック推進ツールの紹介がありました。約30分と濃縮された短い時間の開催でしたが皆様の元気な姿に安心し勇気づけられる総会となりました。

【青年部会長 米本卓弘】



女性部会行事

1月例会

税務研修会 令和2年1月14日(火) メルパルク名古屋

- テーマ/「税あれこれ」
- 講師/昭和税務署 副署長 高木邦秀氏

1月例会は、昭和税務署から高木副署長様にご講演を依頼し実現いたしました。

高木副署長は、かつて法人課税課時代に法人会の担当をご経験されたそうで、とても法人会の内情にも詳しく、若い頃のお話やご苦労された経験談、当面抱えられている諸課題などを、柔らかいタッチで大変わかりやすくお話しいただきました。参加者も興味深いお話にあつという間の内容の濃い時間を過ごしました。



2月例会

税務研修会 令和2年2月18日(火) 名古屋市公会堂集会室

- テーマ/「統括官の独り言 (Part II)」
- 講師/昭和税務署 法人課税第一統括官 井口雅之氏

2月例会は、昭和税務署の井口法人課税第一統括官にご講義をいただき、差し迫った「消費税のインボイス方式」を中心とする税務研修会を開催しました。

このインボイス方式は、ゆっくり勉強するととても複雑で、事業規模にもかかわらず商売にも大きく影響するような制度改正であることがよくわかりました。

参加者の中からは、このような研修会は、もっと多くの方々にも周知する必要があるとの声も上がり、税務署はもちろん法人会においても、機会を捉えPRしていくことの必要性を強く感じました。

4月例会

第8回通常総会 令和2年4月20日(月) 昭和法人会事務局

本年度の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、女性部会一般会員の参加要請は行わず、役員のみで開催規模を大幅に縮小し、昭和法人会事務局において開催いたしました。

議案は、第1号議案「令和元年度事業報告並びに収支決算報告の承認について」、第2号議案「令和2年度事業計画並びに予算案の承認について」をそれぞれ上程され、審議の後それぞれ満場一致で可決承認されました。

本年は役員改選が行われないことから、引続き森敦子女性部会長体制の下で、積極的な事業活動の展開と新たな部会員の獲得について参加者全員が確認をいたしました。

その後、来賓でお迎えした昭和税務署の井口第一統括官様からご祝辞をいただき、異例の形となった第8回通常総会は無事に終わることができました。



女性部会員募集中!

女性部会の会員は、当会会員企業の事業所に勤務する女性役員または女性経理担当者で、女性部会の目的及び事業に積極的に協力する方々の集まりです。その目的として、女性経営者や経理担当者が、税法・経理・経営等の研修を通し、業種の壁を越えて幅広い年齢層の中で悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。

現在、女性部会では入会をお勧めしています。是非この機会にご入会をご検討下さい。詳しくは、会報誌に同封しました「女性部会入会のご案内」をご覧ください。

女性部会 入会のご案内

女性部会について
昭和法人会が主催する、女性経営者や経理担当者による、税・経理・経営等の研修を通じた交流の場です。

女性部会の目的
女性経営者や経理担当者、税・経理・経営等の研修を通じた交流の場を創出し、互いに悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。

女性部会入会の魅力

1. 専業主婦 5,000名
2. 少子化の中で子育てをしながら、収入を増やしたい女性が多い。
3. 税・経理・経営等の研修を通じた交流の場を創出し、互いに悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。
4. 税・経理・経営等の研修を通じた交流の場を創出し、互いに悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。
5. 税・経理・経営等の研修を通じた交流の場を創出し、互いに悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。
6. 税・経理・経営等の研修を通じた交流の場を創出し、互いに悩みや体験を共有し、互いに交流を深めることにあります。

入会希望・申込みの連絡先
昭和法人会 女性部会事務局
〒460-0001 名古屋市東区東桜1-1-1 昭和ビル10F
TEL: 052-731-1111 FAX: 052-731-1112
E-MAIL: showa@showajinkai.jp URL: <http://www.showajinkai.jp>

愛知ブロック連絡協議会 経営講演会

- 日時：令和2年2月7日(金)
- 会場：東郷町商工会館
- 第一部 テーマ：「落語で学ぶ 相続・事業承継」
講 師：ころ亭久茶師匠(木崎海洋氏)
行政書士きざき法務オフィス代表
- 第二部 テーマ：事業承継問題の現状と支援について
講 師：事業承継コーディネーター 竹川時彦氏
あいち事業承継ネットワーク事務局



高座で講演するころ亭久茶氏

2月7日(金)、令和元年度の愛知ブロック(日進、長久手、東郷支部)の講演研修会を、幹事支部である東郷支部の主催により40名の参加者をいただき開催しました。この講演会は、愛知ブロックの3支部が循環方式で実施しているもので、本年は東郷支部がその主幹を務めました。

第一部は、相続や事業承継について落語で学ぶこととして、行政書士の木崎海洋氏をお迎えして、参加者の関心が高い相続と事業承継をテーマに講演会を開催しました。

講師は、相続・事業承継という難しいテーマを体系別に区分し、お得意の落語により面白おかしく解説をしていくことから、楽しみながら勉強することができました。説明に当たっては、パワーポイントも上手に活用し、段階ごとに事例を交え区分し、大変わかりやすく説明していただきました。

また、第二部においては、愛知県の事業承継コーディネーターの竹川時彦氏に、愛知県を中心とした事業承継制度の推進状況について、同じくパワーポイントを使用して、県下の事業承継の実態や普及の状況を資料等をもとに解説していただき、(公財)あいち産業振興機構の活用の仕方や相談の仕方等を勉強しました。

本日の講座は、第一部・第二部を通し同じテーマでの講演会で行ったこと、及び特に中小企業における企業経営とその存続に大きな関心がある内容であったため、参加者も最後まで熱心に聞き入った講演会となりました。

インターネットセミナーのご案内

会員無料

法人会会員は無料でご利用になれます

昭和法人会では、インターネットを使ったセミナーの配信サービスを行っております。

各種講演会やホットな経営情報の入手、管理職の教育、朝礼でのヒント集など、豊富なコンテンツを無料で視聴することができます。毎月、新しいセミナーが続々と更新されますので是非ご利用ください。

会員限定ID・パスワード

ID	hj1813
パスワード	9677

500本以上から見放題!

視聴方法

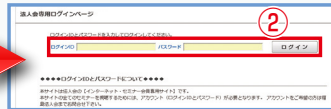
▶ 昭和法人会ホームページ



▶ インターネット・セミナー TOP 画面



▶ ID とパスワードを入力



▶ セミナー詳細画面



法人会のホームページより、インターネット・セミナーのバナーをクリックします。

【ログイン手順】

- ① 赤いボタン「ログインはこちら」をクリック
- ② ID とパスワードを入力しログイン⇒再びインターネット・セミナー TOP 画面へ
- ③ 視聴したいセミナーを選択
- ④ <<動画を見る>>ボタンをクリック
- ⑤ セミナー視聴画面へ

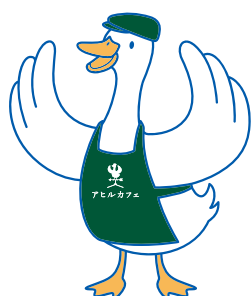
▶ インターネット・セミナー TOP 画面

▶ セミナー視聴画面

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む

病気や
ケガの
備えに

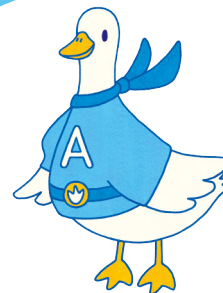


ライフステージの変化に

ちゃんと応える
医療保険 EVER

心配な
「がん」の
備えに

NEW



NEW

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

愛知総合支社 〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

P19424 AFツール-2020-0066-2007036 1月24日

昭和法人会 当面の行事予定

令和2年 9月～12月

9月3日(木)～ 10月13日(火) 13:30～	やさしい法人税セミナー(9/3～10/13の6日間)	昭和ビル	11月15日(日)	税連協作品表彰式・街頭広報	イオン八事
9月14日(月)	女性部会9月例会、署長意見交換会	メルパルク名古屋	11月16日(月)	創立70周年(社団化40周年)記念式典 役員総集会	メルパルク名古屋
10月2日(金)	【県連】青連協情報交換会	ホテルキャッスルプラザ	11月18日(水)	初級簿記講座(11/18～12/21の8日間)	中小企業振興会館
10月19日(月) 20日(火) 13:30～	改正税法説明会	第一ホテル錦	11月25日(水)	【県連】税制講演会	ウインク愛知
10月23日(金)	大規模法人部会 合同講演会・研修会	サイプレスガーデンホテル	11月27日(金)	決算期別説明会	中小企業振興会館
10月28日(水)	【県連】女連協情報交換会	ホテルキャッスルプラザ	12月3日(木)	【県連】運営研究会	ホテルキャッスルプラザ
11月5日(木)	市内ブロック合同講演会	熱田神宮会館			

(ご注意) 今後新型コロナウイルスの拡大により、計画した行事を変更または中止する場合がありますのでご了承願います。

昭和法人会広報委員

この会報は右記委員で企画・編集しています。ご意見・ご感想、お寄せ下さい。

ブラザー工業(株)	伊藤 敏宏	(株)K&S	川崎 諾
ブラザー不動産(株)	神谷 陽志	ソウジャパン(株)	村尾 恵理子
日本パーツ機器(株)	後藤 秀臣		

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 α Lタイプを新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

業界初!
オーダーメイド型定期保険
Lタイプ α

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型 α Lタイプ：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

Mタイプ：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）


◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

 **大同生命保険株式会社**

名古屋南支社 / 愛知県名古屋市中区金山1-13-13(金山プレイス7F)
TEL 052-331-3360

 **AIG損害保険株式会社**

名古屋支店 / 愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-857-1400

F-2019-1021 (2020年2月26日)
20-073001

